

別表第1（第2条、第5条関係）

補助事業及び補助金の額

| 事業の区分     | 内容         | 補助率                                     | 補助上限額    |
|-----------|------------|---|----------|
| 1 既存の大型事業 | 食品団地DE春まつり | 1 / 2 以内                                | 1 2 5 万円 |
|           | サマーフェスティバル |   | 1 5 0 万円 |
| 2 その他の事業  | 1 以外の事業    | ① 1 0 / 1 0<br>② 2 / 3 以内<br>③ 1 / 2 以内 | 1 7 万円   |

①新規で補助事業を実施する団体

②補助事業を実施し、補助金の交付を受けた実績のある団体（③に該当する団体を除く。）

③補助事業を2回以上実施し、補助金の交付を受けた実績のある団体又は令和6年3月31日までに補助事業を実施し、改正前の新発田市商工観光団体支援補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた実績のある団体

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

| 区 分   | 対 象 経 費   |
|-------|---|
| 謝 金   | 講師、研究員、タレント等の専門家に対する謝金（理由書を作成すること。）   |
| 旅 費   | 電車、バス、飛行機、船舶等の運賃及び宿泊料の実費<br>①先進地視察等に要する旅費（成果報告書を作成すること。）<br>※宿泊料には、夕食代、朝食代、アルコール類の代金は含まない。<br>②講師、研究員、タレント等の専門家を招へいするために要する経費 |
| 会場整備費 | 事業実施のため会場整備に係る経費  |
| 印刷製本費 | チラシ及びパンフレットの印刷に係る経費   |
| 通信運搬費 | はがき、郵便切手、宅配便等の経費  |
| 消耗品費  | 事務用品等の購入費（1件あたりの単価10,000円未満）<br>※イベントや大売出しの景品類及び無償で配布する物品の購入費は対象外。  |
| 広告宣伝費 | テレビ、ラジオ及び新聞等のマスメディアを利用した折込広告等に係る経費  |
| 賃借料   | 端末機等の機器リース料、会議会場の使用料及び施設等の賃借料   |
| 保険料   | 事業実施のため新規で加入する保険料   |
| 雑役務費  | アンケート調査及びイベント事業等を行うアルバイトの賃金等<br>※事業実施団体に属する者に対する賃金は対象外  |
| 委託費   | 第三者に委託することが合理的であると認められる経費（理由書を作成すること。）  |
| その他   | 市長が特に必要と認める経費   |